



2021年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社スズケン
代表者名 代表取締役社長 宮田 浩美
(コード番号 9987 東証・名証第1部、札証)
問合せ先 代表取締役副社長
コーポレート本部長 浅野 茂
(TEL. 052-961-2331)

監査等委員会設置会社への移行に係る定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年2月25日付適時開示「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で、定時株主総会での承認を条件として監査等委員会設置会社に移行することを開示しておりますが、本日(2021年5月11日)開催の取締役会において、2021年6月25日開催予定の第75期定時株主総会において、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行に係る役員人事については、2021年4月19日付適時開示にて、別途開示しております。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員が取締役会における議決権を持つことを通じて取締役会の監督・牽制機能の強化を図り、一層のコーポレートガバナンスの充実および当社グループの持続的な企業価値向上を目指す目的で、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。
移行にあたり、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。
- (2) 迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。
- (3) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	2021年6月25日
定款変更の効力発生日(予定)	2021年6月25日

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第 1条 ～ 第 3条 (条文省略)	第 1条 ～ 第 3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第 4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削除)
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第 5条 (条文省略)	第 5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第 6条 ～ 第11条 (条文省略)	第 6条 ～ 第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条 ～ 第18条 (条文省略)	第12条 ～ 第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第19条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。	第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) は、 <u>9</u> 名以内とする。
(新設)	<u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任方法)	(取締役の選任方法)
第20条 当社の取締役は、株主総会において選任する。	第20条 当社の取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会において選任する。
2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなう。	2 (現行どおり)
3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。	3 (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会の招集および議長) 第23条 取締役会は、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。当該代表取締役に支障がある場合には、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第24条 ～ 第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の</p>	<p>株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項の規定により選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会の招集および議長) 第23条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第24条 ～ 第25条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条 (条数繰下げ、現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の</p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会の決議によって定める。
第28条 (条文省略)	第29条 (条数繰下げ、現行どおり)
第5章 監査役および監査役会	(削除)
(監査役の員数)	(削除)
第29条 当会社の監査役は、6名以内とする。	
(監査役の選任方法)	(削除)
第30条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。	
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなう。	
3 当会社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。	
4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	
(監査役の任期)	(削除)
第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 ただし、前条第3項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。	
(常勤の監査役)	(削除)
第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集)</u> 第33条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</p> <p>2 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の権限)</u> 第34条 監査役会は、法令または本定款に定める事項、その他当会社における監査の方針、業務および財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する重要事項を決定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役との責任限定契約)</u> 第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集)</u> 第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の権限)</u> 第32条 監査等委員会は、法令または本定款に定める事項、その他当会社における監査の方針、業務および財産の状況の調査の方法その他の監査等委員会の職務の執行に関する重要事項を決定する。</p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="352 230 587 259">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="172 302 598 331">第<u>37</u>条 ~ 第<u>39</u>条 (条文省略)</p> <p data-bbox="379 412 560 441">第7章 計 算</p> <p data-bbox="172 483 590 512">第<u>40</u>条 ~ 第<u>43</u>条 (条文省略)</p> <p data-bbox="435 627 504 656">(新設)</p> <p data-bbox="435 698 504 728">(新設)</p>	<p data-bbox="975 230 1209 259">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="798 302 1383 331">第<u>33</u>条 ~ 第<u>35</u>条 (条数繰上げ、現行どおり)</p> <p data-bbox="1000 412 1181 441">第7章 計 算</p> <p data-bbox="798 483 1383 512">第<u>36</u>条 ~ 第<u>39</u>条 (条数繰上げ、現行どおり)</p> <p data-bbox="1064 627 1123 656"><u>附則</u></p> <p data-bbox="798 698 1394 925"><u>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u> <u>第75期定時株主総会終結前の監査役(監査役であつた者を含む)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</u></p>